

社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 育児休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する。

〈対 策〉 令和6年度 社内掲示板及び管理職からの説明による職員への周知。
令和7年度～ 啓蒙活動の継続。対象職員への詳細説明。

目標2 妊娠中、休業中及び復職後の職員のための相談窓口を充実する。

〈対 策〉 令和6年度 相談窓口の啓蒙活動の継続と体制の強化。
令和7年度～ 相談窓口の体制の強化。

目標3 変形労働時間制の活用により所定時間内での効率的な働き方を推進し、所定外労働を削減する。

〈対 策〉 令和6年度 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画と併せ、業務効率化計画の進捗状況を管理者会議での報告事項とする。
令和7年度～ 所定外労働の原因の分析、問題点の検討。

目標4 年次有給休暇の所得日数を一人当たり平均年7日以上とする。

〈対 策〉 令和6年度 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画と併せ、取得状況を定期的に調査し、取得を促す。
令和7年度～ 取得状況を定期的に調査し、管理者会議での報告及び取得を促す。